

幸福の科学学園・関西校の工事現場へ大津市が立入検査

# 大津市は切土高で”開発該当を認定”

2012年12月11日、滋賀県大津市仰木の里で進んでいる幸福の科学学園・関西校の建設工事に対して、大津市は工事完了検査済書発行前の立入り検査を行い、宅造法等の法で認められた基準以上の切土の存在が疑われた地点を中心に数ポイントの測量計測を行いました。

この計測は、2012年5月末に結審した大津市・建築審査会において、「工事完了まで切土高の具体的な程度が分からない」と判断を保留していた点があり、この疑義解消の目的で行われました。立入り検査は、大津市都市計画部（開発調整課および建築指導課）により行われ、法で認めていない土砂の搬出入の有無や、建築申請図面との照合に必要な”建物の位置”、”地盤面の高さ”、”切土高”の算出に必要なデータが測定されました。

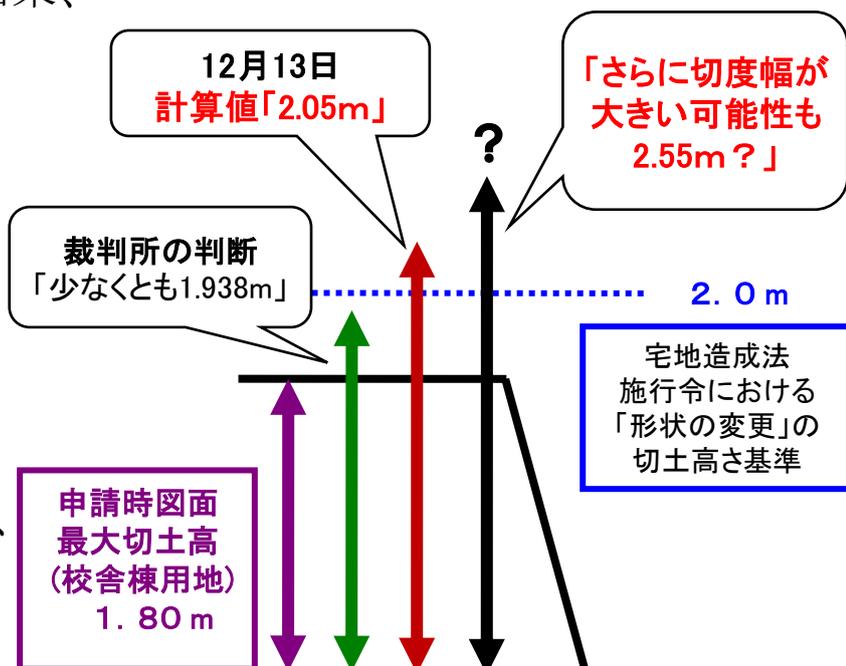
## ”計算上”も”計測上”も切土高が2mを超える地点の存在が発覚 大津市による「開発該当」の見解が12/13の面談で明らかに

この結果については、12月13日に開催された大津市長・副市長を含む公式面談にて住民に説明がありました。同席した大津市都市計画部（開発調整課、建築指導課）によれば、以前から法基準以上の切土の存在が疑われていた校舎棟北側地点について下記のような見解が説明されました。

①申請図面に基づく計算評価の結果、  
少なくとも切土高は「2.05m」  
(=5cmの違反が発生)

②実際の現場施工では、  
計算値よりも切土が  
大きく「2.55mの可能性も  
否定できない」

これらの結果より導かれたのは、  
いかなる手段をもって検討しても、  
切土高は宅造法の基準『2mを超  
えている』という結論でした。



# 違法建築は「軽微な是正工事で対応させる」！？ 大津市職員の発言『清水建設に今さら言えない』

12月13日の公式面談において、大津市は建築申請図面の再検証、及び、立入り検査の結果を踏まえると「学園の建築は開発行為にあっていた」という見解に同意し、翌日には清水建設に対しては、別途「意見書」として大津市の見解を伝えた模様です。

しかし、違法状態である現在の「開発該当」を是正する方法については、面談を終えた今日でも明確になっていません。さらに意図は不明ながら、この席において「清水建設に今さら言えない」という開き直りとも取れる発言が職員からありました。

それどころか、大津市の開発部局の職員は、現在の工事現場に対して「軽微な是正工事で対応させる」という意思を住民に伝えています。一方で清水建設は、裁判所に対して「工事は実質完了した」として、12月初旬に「完了検査申請書」を提出しています。

## 建築申請での違法は、工事現場を直しても違法のまま

大津市が学園建設が申請時点から違法申請されていたことを認めた状態において、なお、都市計画法で定められた地盤の安全を確認する調査等の法手続きを意図的に飛ばそうとする行為があれば、都市計画法の違反にあたります。

ましてや、地域住民が一貫して調査を要請していた不安事項を、軽微な現場での是正、あるいは黙認で押し通してまで違法を是認する姿勢を取ったとなれば、これは処分庁である大津市による、かなり悪質な「不作為」と言えるでしょう。

## 仰木の里住民として、大津市に対して下記4項目を要望します。

- ・大津市として“違法建築”を認めないこと。
- ・自らが導き出した“開発該当の結論”を改めて認め、今からでも地盤の安全調査等、法律上必要な手続きを学園に履行させること。
- ・開発該当判断に迷うならば、事実関係の確認と検証を確実にを行うためにも、建築工事及び、検査済書の発行を止めること。
- ・申請時点の違法に対して、“是正”と称した“つじつま合わせ”を行う工事、行為を絶対に是認しないこと。

越直美・大津市長は、幸福の科学学園・関西校の建設問題に対して、一貫して「法に則って判断したい」と住民に発言されてきました。いまこそ大津市行政の賢明な判断に期待します。

発行：仰木の里まちづくり連合協議会

(ホームページ：<http://ooginosato.org/> 問い合わせ：[ooginosato@hotmail.co.jp](mailto:ooginosato@hotmail.co.jp))

仰木の里まちづくり連合協議会は学園建設に反対表明している11自治会を中心に構成されています。